

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文

(参照条文一覧)

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）（抄）	1
○地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）（抄）	3
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	5
○エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（抄）	5
○財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）（抄）	7
○財務省組織令（平成十二年政令第百五十号）（抄）	9
○金融庁設置法（平成十年法律第三百三十号）（抄）	10

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）（抄）

（政府実行計画等）

第二十条の二 政府は、京都議定書目標達成計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「政府実行計画」という。）を策定するものとする。

257（略）

（地方公共団体実行計画等）

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に即して温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであつて、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項

二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に行う活動の促進に関する事項

三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に係るある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

6 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるため

に必要な措置を講ずるものとする。

7 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる。

12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

（地方公共団体実行計画協議会）

第二十条の四 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画の策定に関する協議及び地方公共団体実行計画の実施に係る連絡調整を行うため、地方公共団体実行計画協議会を組織することができる。

2 前項の地方公共団体実行計画協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等

二 関係行政機関、関係地方公共団体、第二十三条第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、第二十四条第一項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター、事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者

三 学識経験者その他の当該都道府県及び指定都市等が必要と認める者

3 主務大臣は、地方公共団体実行計画の策定が円滑に行われるように、第一項の地方公共団体実行計画協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

（温室効果ガス算定排出量の報告）

第二十一条の二 事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。）に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの（以下「特定排出者」という。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項（当該特定排出者が政令で定める規模以上の事業所を設置している場合にあつては、当該事項及び当該規模以上の事業所ごとに主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項）を当該特定排出者に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に報告しなければならない。

2・3 (略)

(権利利益の保護に係る請求)

第二十一条の三 特定排出者は、前条第一項の規定による報告に係る温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益(以下「権利利益」という。)が害されるおそれがあると思料するときは、当該温室効果ガス算定排出量に代えて、当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量をもって次条第一項の規定による通知を行うよう事業所管大臣に請求を行うことができる。

2 6 (略)

(情報の提供等)

第二十一条の八 特定排出者は、主務省令で定めるところにより、第二十一条の二第一項の規定による報告に添えて、第二十一条の五第四項の規定により公表され、又は前条の規定により開示される情報に対する理解の増進に資するため、事業所管大臣に対し、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる。

2 6 (略)

(主務大臣等)

第四十七条 この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣とする。

2 この法律における主務省令は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣の発する命令とする。

3 内閣総理大臣は、この法律による権限(金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

4 この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

○地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第四百四十三号) (抄)

(温室効果ガス総排出量に係る温室効果ガスの排出量の算定方法)

第三条 (略)

2 政府並びに都道府県及び市町村は、その事務及び事業に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、前項各号の係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号の係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第二十条の二第一項の政府実行計画又は第二十一条第一項の地方公共団体実行計画に係る温室効果ガス総排出量を算定することができる。

(特定排出者)

第五条 法第二十一条の二第一項の政令で定める者（以下「特定排出者」という。）は、次に掲げる者（第六号から第十一号までに掲げる者にあつては、常時使用する従業員の数が二十一人以上である者に限る。）とする。

一 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネルギー法」という。）第七条第三項に規定する第一種特定事業者又は省エネルギー法第十七条第三項に規定する第二種特定事業者

二 省エネルギー法第五十四条第二項に規定する特定貨物輸送事業者

三 省エネルギー法第六十一条第二項に規定する特定荷主

四 省エネルギー法第六十八条第二項に規定する特定旅客輸送事業者

五 省エネルギー法第七十一条第三項に規定する特定航空輸送事業者

六 二酸化炭素（エネルギー（省エネルギー法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の使用に伴って発生するものを除く。

以下この号において同じ。）の排出を伴う事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下同じ。）として別表第七の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素の排出量に一を乗じて得た量が三千トン以上であるものを設置している者

七 メタンの排出を伴う事業活動として別表第八の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に二十一を乗じて得た量が三千トン以上であるものを設置している者

八 一酸化二窒素の排出を伴う事業活動として別表第九の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に三百十を乗じて得た量が三千トン以上であるものを設置している者

九 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該ハイドロフルオロカーボンの排出量に前条第四号から第十六号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第四号から第十六号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるものを設置している者

十 第二条各号に掲げるパーフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十一の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該パーフルオロカーボンの排出量に前条第十七号から第二十三号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第十七号から第二十三号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるものを設置している者

十一 六ふつ化硫黄の排出を伴う事業活動として別表第十二の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の排出量に二万三千九百を乗じて得た量が三千トン以上であるものを設置している者

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

一～十五（略）

2（略）

（中核市の権能）

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口三十万以上の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2（略）

（特例市の権能）

第二百五十二条の二十六の三 政令で指定する人口二十万以上の市（以下「特例市」という。）は、第二百五十二条の二十二第一項の規定により中核市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが特例市が処理することに比して効率的な事務その他の特例市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2（略）

○エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（抄）

（第一種エネルギー管理指定工場の指定）

第七条 経済産業大臣は、政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の使用量が政令で定める数値以上である工場をエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定するものとする。

2 工場を設置している者は、当該工場の前年度における前項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量が同項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、当該工場のエネルギーの使用の状況に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、同項の規定により指定された工場（以下「第一種エネルギー管理指定工場」という。）については、この限りでない。

3 第一種エネルギー管理指定工場を設置している者（以下「第一種特定事業者」という。）は、当該工場につき次の各号のいずれかに掲げる事

由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 事業を行わなくなったとき。

二 第一項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について同項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなったとき。

4 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたときも、同様とする。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

(第二種エネルギー管理指定工場の指定)

第十七条 経済産業大臣は、第一種エネルギー管理指定工場以外の工場であつて第七条第一項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が政令で定める数値以上であるものを第一種エネルギー管理指定工場に準じてエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定するものとする。

2 工場を設置している者は、当該工場の前年度における前項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量が同項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、当該工場のエネルギーの使用の状況に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、第一種エネルギー管理指定工場、第七条第二項の規定によりエネルギーの使用の状況に関し届け出なければならない工場及び前項の規定により指定された工場(以下「第二種エネルギー管理指定工場」という。)については、この限りでない。

3 第二種エネルギー管理指定工場を設置している者(以下「第二種特定事業者」という。)は、当該工場につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 事業を行わなくなったとき。

二 第一項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について同項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなったとき。

4 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたときも、同様とする。

5 経済産業大臣は、第二種エネルギー管理指定工場における第一項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第七条第一項の政令で定める数値以上となつた場合であつて、当該工場を同項の規定により指定するときは、当該工場に係る第一項の指定を取り消すものとする。

6 経済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前二項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場に係る事業を所管する大臣

に通知するものとする。

(特定荷主の指定)

第六十一条 経済産業大臣は、荷主であつて、政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量が政令で定める量以上であるものを、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

2 荷主は、前年度における前項の政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量が同項の政令で定める量以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、その輸送量に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された荷主（以下「特定荷主」という。）については、この限りでない。

3 特定荷主は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させることをやめたとき。

二 第一項の政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量について同項の政令で定める量以上となる見込みがなくなつたとき。

4 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたときも、同様とする。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該荷主の事業を所管する大臣に通知するものとする。

○財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）（抄）

(所掌事務)

第四条 財務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国の予算、決算及び会計に関する制度の企画及び立案並びに事務処理の統一に関すること。

二 (略)

三 国の予備費の管理に関すること。

四・五 (略)

六 各省各庁（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）の予算の執行について財政及び会計に関する法令の規定により行う承認及び認証に関すること。

七 (略)

- 八 国の予算の執行に関する報告の徴取、実地監査及び指示に関すること。
- 九 (略)
- 十 物品及び国の債権の管理に関する事務の総括に関すること。
- 十一 (略)
- 十二 政府関係機関の予算、決算及び会計に関すること。
- 十三 (略)
- 十四 国家公務員共済組合制度に関すること。
- 十五 国の財務の統括の立場から地方公共団体の歳入及び歳出に関する事務を行うこと。
 - 十六〜三十一 (略)
 - 三十二 国債に関すること。
 - 三十三・三十四 (略)
 - 三十五 地方債に関すること。
 - 三十六 貨幣及び紙幣の発行、回収及び取締り並びに紙幣類似証券及びすき入紙製造の取締りに関すること。
 - 三十七〜三十九 (略)
 - 四十 政府関係金融機関に関すること。
 - 四十一 地震再保険事業に関すること。
 - 四十二 たばこ事業及び塩事業の発達、改善及び調整に関すること。
 - 四十三 国有財産の総括に関すること。
 - 四十四 普通財産の管理及び処分に関すること。
 - 四十五 国家公務員の宿舎の設置（合同宿舎については、その設置及び管理）に関すること並びに国家公務員の宿舎の管理に関する事務の総括に関すること。
 - 四十六 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第百十五号）第五条に規定する特定国有財産整備計画に関すること。
 - 四十七〜六十 (略)
 - 六十一 金融機関の金利の調整に関すること。
 - 六十二〜六十六 (略)
 - 六十七 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき、財務省に属させられた事務

（財務局）

第十三条 財務局は、財務省の所掌事務のうち第四条第一号、第三号、第六号、第八号、第十号、第十二号、第十四号、第十五号、第三十二号、第三十五号、第三十六号、第四十号、第四十一号、第四十二号（製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監

督に関するものを除く。)から第四十六号まで、第六十一号及び第六十七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務を分掌し、並びに金融庁設置法(平成十年法律第三十号)第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により財務局に属させられた事務をつかさどる。

- 一 国の予算の作成に関すること。
 - 二 国家公務員の旅費の制度に関すること。
 - 三 国内資金運用の調整に関すること。
 - 四 日本銀行の国庫金の取扱事務を監督すること。
 - 五 財政融資資金の管理及び運用に関すること。
 - 六 所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること。
 - 七 金の政府買入れに関すること。
- 2 財務局は、前項に規定する財務局に属させられた事務については、別に法令で定めるものを除き、金融庁長官の指揮監督を受けるものとする。
 - 3 財務局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

(財務支局)

- 第十四条 財務局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務支局を置く。
- 2 前項に定めるもののほか、財務支局は、金融庁設置法第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により財務支局に属させられた事務をつかさどる。
- 3 財務支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
- 4 財務支局の所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。
- 5 前条第二項の規定は、第二項に規定する財務支局に属させられた事務について準用する。

○財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)(抄)

(財務局の名称、位置及び管轄区域)

第八十条 財務局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
北海道財務局	札幌市	北海道
東北財務局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東財務局	さいたま市	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県
北陸財務局	金沢市	富山県 石川県 福井県
東海財務局	名古屋市	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県

近畿財務局	大阪市	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
中国財務局	広島市	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	
四国財務局	高松市	徳島県	香川県	愛媛県	高知県		
九州財務局	熊本市	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県 鹿児島県

(財務支局の名称、位置及び管轄区域)

第八十二条 財務支局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
福岡財務支局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県

○金融庁設置法(平成十年法律第百三十号) (抄)

(所掌事務)

第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国内金融に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 二 次イイからウまでに掲げる者の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。
 - イ 銀行業又は無尽業を営む者
 - ロ 銀行持株会社
 - ハ 信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫その他の預金又は貯金の受入れを業とする民間事業者
 - ニ 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合 (昭和二十二年法律第百三十二号) 第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法 (昭和二十三年法律第二百四十二号) 第二百二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は農林中央金庫代理業を行う者
 - ホ 信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会
 - ヘ 保険業を行う者
 - ト 保険持株会社
 - チ 船主相互保険組合
 - リ 火災共済協同組合及び中小企業等協同組合法 (昭和二十四年法律第百八十一号) 第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会
 - ヌ 金融商品取引業(金融商品取引法 (昭和二十三年法律第二十五号) 第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。)を行う者

- ル 金融商品債務引受業を営む者
- ヲ 証券金融会社
- ワ 投資法人
- カ 金融商品市場を開設する者
- ヨ 金融商品取引所持株会社
- タ 認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体
- レ 信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。）又は信託契約代理業を営む者
- ソ 貸金業を営む者
- ツ 貸金業協会
- ネ 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第十六項に規定する指定信用情報機関、同法第二十四条の九第二項に規定する指定試験機関及び同法第二十四条の二十五第二項に規定する登録講習機関
- ナ 特定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。）
- ラ 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項、第二百八条第一項及び第二百二十四条に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。）
- ム 不動産特定共同事業を営む者
- ウ 確定拠出年金運営管理業を営む者
- 四 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務及び組織の適正な運営の確保に關すること。
- 五 預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十九条第二項に規定する合併等をいう。）の適格性の認定及びあつせんを行うこと。
- 六 農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助に係る農水産業協同組合の合併等（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六十一条第二項に規定する合併等をいう。）の適格性の認定及びあつせんを行うこと。
- 七 保険契約者保護機構の業務及び組織の適正な運営の確保に關すること。
- 八 保険契約者保護機構による資金援助に係る保険契約の移転等（保険業法（平成七年法律第五号）第二百六十条第一項に規定する保険契約の移転等をいう。）の適格性の認定及び保険契約の引受けの適格性の認定を行うこと。
- 九 投資者保護基金の業務及び組織の適正な運営の確保に關すること。
- 十 投資者保護基金による返還資金融資に係る適格性の認定を行うこと。
- 十一 日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確保に關すること。
- 十二 準備預金制度に關すること。
- 十三 金融機関の金利の調整に關すること。

- 十四 損害保険料率算出団体の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- 十五 自動車損害賠償責任共済に関すること。
- 十六 金融商品取引法第二章 から第二章の四 までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。
- 十七 企業会計の基準の設定その他企業の財務に関すること。
- 十八 公認会計士及び監査法人に関すること。
- 十九 株式、社債その他の有価証券の振替に関すること。
- 二十 前払式証券の規制に関すること。
- 二十の二 電子記録債権の電子記録に関すること。
- 二十一 金融に係る知識の普及に関すること。
- 二十二 勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針の策定に関すること。
- 二十二の二 金融商品取引法 及び公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の規定による課徴金に関すること。
- 二十三 金融商品取引に係る犯則事件の調査に関すること。
- 二十四 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 二十五 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
- 二十六 金融の円滑化を図るための環境の整備に関する基本的な政策に関する企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二十七 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき金融庁に属させられた事務